第４節　民間人材の採用の促進

民間人材の公務における活用に関しては、①公務の活性化のための民間人材の採用、②任期を定めた職員の採用、③研究公務員の任期を定めた採用、④官民人事交流など多様な制度によりこれを実施している。

１　公務の活性化のための民間人材の採用

規則１―24（公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例）によって、部内の養成では得られない高度の専門性や多様な経験を有する民間の人材を円滑に採用し、公務の活性化に資するための弾力的な採用システムを設けている。

対象となるのは、⑴実務経験等により高度の専門的な知識経験を有する民間の人材を採用する場合、⑵新規の行政需要に対応するため、実務経験等により公務に有用な資質等を有する民間の人材を採用する場合、⑶公務と異なる分野における多様な経験等を通じて公務に有用な資質等を有する民間の人材を採用する場合であり、具体的には、診療情報管理士、航空整備士、飛行操縦士等をこの制度により採用している。

この制度による平成25年度の採用者数は表１―６のとおりである。

表１―６　民間人材の採用（規則１―24）に基づく採用状況

（単位：人）

府省名	採用者数等					
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	累計
人事院						3
内閣官房						172
宮内庁	2	6	3	2		24
公正取引委員会	12	9	2	4	2	68
金融庁	16	9	2	1	6	225
消費者庁					2	2
法務省	15	2				36
公安調査庁	2	3			1	22
外務省	8	12	17	7		183
財務省	2	8	2	1	7	128
国税庁	1		1			3
文部科学省	3	2				122
厚生労働省	1					9
農林水産省	8	6	2	3		31
水産庁	1					3
経済産業省	8	13	10	14		177
資源エネルギー庁			1			1
中小企業庁			1			1
国土交通省	22	21	15	9	9	92
環境省	1					1
原子力規制委員会					22	22
独立行政法人家畜改良センター						1
独立行政法人国立病院機構	19	6	14	19	40	149
（参考）社会保険庁	7					59
（参考）日本郵政公社						254
合計	128	97	70	60	89	1,788

（注）　累計は制度発足時（平成10年４月１日施行）以降の累積数。

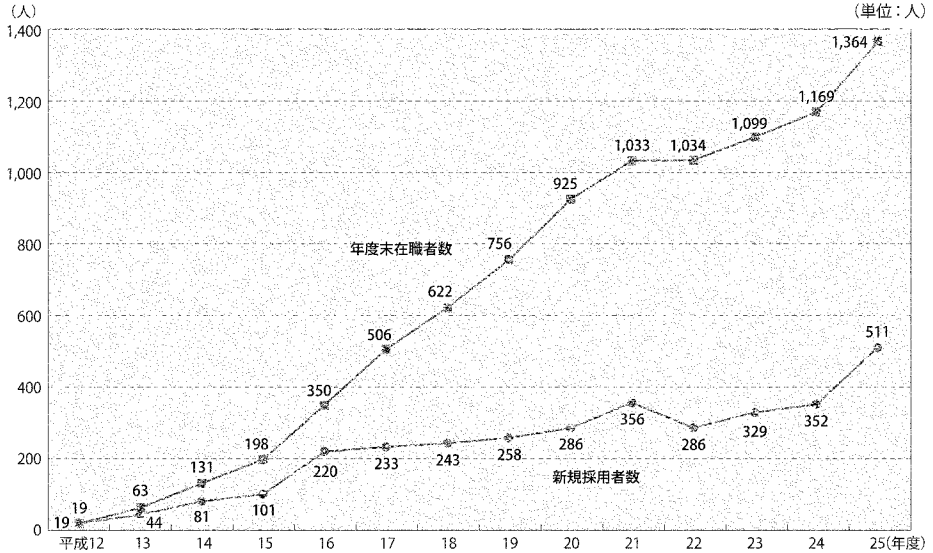
２　任期を定めた職員の採用

任期付職員法に基づく民間人の任期付職員制度は、試験研究機関の研究員等を除く一般職の職員について実施しているものであり、⑴高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合、⑵専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合の二つに分けて実施している。また、⑴の場合については、当該職員に対し、その高度の専門性等にふさわしい給与を支給できることとしている。

この制度による採用に当たっては、高度な専門的知識経験等を有することについての適正な能力実証に加え、公募又は公募に準じた公正な手続きを経ることが必要である。

この制度による平成25年度の採用者数等は511人であり、任期付職員法に基づくこれまでの採用状況等は図１―９及び表１―７のとおりであり、幅広い府省において着実な活用が図られている。

図１―９　任期付職員法に基づく採用状況



（注）　在職者数は、各年度末における人数である。なお、当初の任期により算出している。